

## (船員保険) 介護保険適用除外等該当・非該当届

### 【手続概要】

40 歳以上 65 歳未満の船員保険の被保険者または被扶養者が、介護保険第 2 号被保険者に該当するに至ったときまたは該当しなくなったとき、被保険者は船舶所有者を経由して届出をしなければなりません。

ただし、被保険者または被扶養者が、40 歳に達したときや 65 歳に達したときは除きます。

介護保険法に規定される第 2 号被保険者の適用除外該当要件は、以下のとおりです。

- (1) 国内に住所を有しないとき
- (2) 在留資格が 3 か月以下の外国人
- (3) 介護保険適用除外施設に入所するとき

一方、適用除外非該当要件は、以下のとおりとなります。

- (1) 国内に住所を有したとき
- (2) 在留資格が 3 か月以下の外国人について、3 か月を経過したとき
- (3) 介護保険適用除外施設から出所したとき

### 【添付書類】

- (1) 適用除外等の事由が国外居住者である場合
  - ・住民票の除票の写し※（コピー不可、提出日から遡って 90 日以内に発行されたもの、個人番号の記載がないもの）

※住民票の除票の写しが添付できない場合は以下の書類が必要（被保険者の海外居住に伴う被扶養者の海外居住については、被保険者の添付書類で代用可）となります。

- ・海外居住期間が 1 年以上であることを記載した会社等の証明書
- ・辞令の写し等、客観的に海外居住事実を確認できる資料

- (2) 適用除外等の事由が在留資格 3 か月以下の外国人である場合
  - ・パスポートの裏面に押される「上陸許可証印」のコピーまたは「資格外活動許可書」のコピー
  - ・雇用契約書のコピー

※社会保険労務士が添付書類を確認し、その旨を明示（電子申請のときは提出代行者名欄にコピー確認済と表示）した場合は、「在留期間を証明する書類のコピー」および「雇用契約書のコピー」は省略できます。

※在留資格期間は 3 か月以下であるものの、雇用契約期間が 3 か月を超えた届出が提出された場合は、介護保険適用除外に該当しません。

- (3) 適用除外等の事由が介護保険適用除外施設の入居者である場合
  - ・施設等に入所、入院していることの証明書

【留意事項】

○被保険者または被扶養者ごとに1枚ずつ届書を作成してください。

例えば、船舶所有者からの転勤命令により、被保険者が外国に居住することになり、被扶養者も共に外国に居住することになった場合は、2枚の届書を提出していただくことになります。

○船舶所有者の命により、被保険者が外国に勤務することとなり、日本国内に住所を有しなくなった場合には、船舶所有者が被保険者に代わって、この届書を提出することができます。

【提出先】

船舶所有者の所在地を管轄する船員保険を取り扱う年金事務所

【提出方法】

窓口持参、郵送、電子申請

【提出期限】

速やかに